

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（398）」

2. 日時：平成29年10月3日 13時50分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー

（他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年9月22日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（炉心損傷防止対策）のうち、「LOCA時注水機能喪失」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【LOCA時注水機能喪失】

- LOCA発生時における低圧代替注水系（常設）の起動準備操作に関して、原子炉冷却材浄化系吸込弁の閉止操作を実施することとしているが、当該操作の位置付けを整理して提示すること。
- 事故条件における配管破断位置の設定の考え方について、シュラウド外液相部配管を設定している考え方を整理して提示すること。
- 破断面積として、約3.7cm²及び約9.5cm²を設定しているが、これらの事業進展を踏まえ、設定の代表性を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし